

みなし応急仮設住宅募集

地震により住居(借家も含む)が「全壊」「大規模半壊」の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者が、ご自身で「住宅の条件」に合う物件を探していただき、県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償で提供する県の制度です。また、「半壊」の人であっても条件つきで対象になります。詳しくは、お問い合わせください。

- 対象となる人
 - ・4月14日時点で、県内に住所を有する人
 - ・災害により住居が全壊または大規模半壊により、居住する住居がない人
 - ・「応急修理」制度を利用していない人
 - 必要書類
 - ①申込書一式(住民課配布)
 - ②住民票(世帯全員分)
 - ③災害証明書(写し)
 - 入居期間 入居時から2年間
 - 住宅の条件(いずれにも該当しない)
 - ・貸主から同意を得ている
 - ・管理会社などにより賃貸可能とされている
 - ・家賃が1カ月当たり原則6万円(5人以上(乳幼児を除く)の世帯は9万円)以下であること
- ※ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

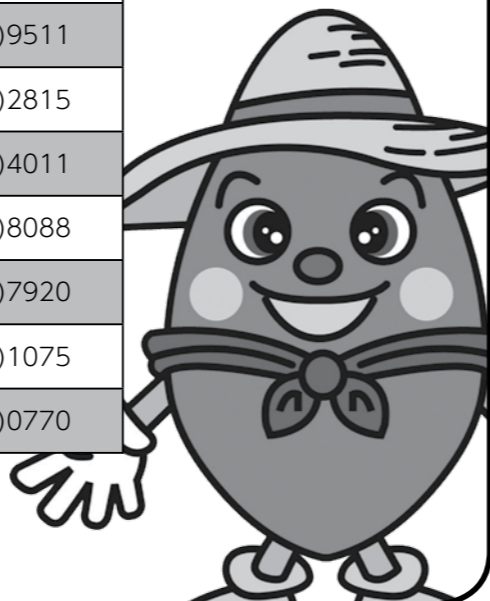
役場連絡先一覧(6月20日現在)

※設置場所が移動している場合もあります。予めご了承ください。

設置場所	課名	電話番号
町民交流施設 (オークスプラザ) 1階	住民課	096(293)3112
	会計課	096(293)5355
	税務課	096(293)3117
	環境保全課	096(293)3113
町民交流施設 (オークスプラザ) 2階	福祉課	096(293)3510
	健康保険課	096(293)3114
	子育て支援課	096(293)5981
	学校教育課	096(293)3349
	議会事務局	096(293)8989
電算室(役場庁舎西) 2階	総合政策課	096(293)3118
	財政課	096(293)3118
電算室(役場庁舎西) 3階	総務課・災害対策本部	096(293)3111
生涯学習センター 1階	生涯学習課	096(293)2180
生涯学習センター 2階	農業委員会	096(293)6686
	農政課	096(293)3116
	商業観光課	096(293)3115
	企業誘致課	096(293)5775
浄化センター	下水道課	096(293)9511
	建設課	096(293)2815
	都市計画課	096(293)4011
大津町総合体育館	生涯スポーツ係	096(293)8088
人権啓発福祉センター	人権推進課	096(293)7920
子育て・健診センター	健康保険課 健康推進係	096(294)1075
地域包括支援センター	福祉課 地域包括支援係	096(292)0770

震 災のため役場庁舎が使用できず、レハブ飯庁舎も役場南側駐車場に建設中です。場所など変更になる場合は広報、ホームページなどお知らせします。

6月20日現在の各課の配置状況です。レハブ飯庁舎も役場南側駐車場に建設中です。場所など変更になる場合は広報、ホームページなどお知らせします。



●費用負担(入居者の負担)

- ①光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など
- ②退去時の修繕費用が県の負担額を上回った不足額

●問い合わせ 役場住民課 住宅係

☎096(293)3112

地震前に借りた資料をお持ちの人へ

4月14日の熊本地震以前からお借りの図書館の資料は、7月31日(日)までに返却をお願いします。また、被災による紛失などで返却できない場合は、図書館までご連絡をお願いします。

●問い合わせ おおづ図書館 ☎096(294)8011

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

熊本地震で被災した中小企業などがグループを形成し、県の認定を受けた復興事業計画に基づき行う復旧費用の3/4または1/2を補助します。

- 補助対象者および補助率
 - ①中小企業者 補助率 3/4以内
 - ②中堅企業およびみなし中堅企業 補助率 1/2以内

③大企業およびみなし大企業で①または②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を賃貸している事業者 補助率 1/2以内

●補助対象経費 施設・設備の復旧に必要な施設費、設備費、工事費など

●補助金の限度額 15億円

●事業実施期間 交付決定日(平成29年3月31日(金))

●応募方法 県ホームページから応募用紙を印刷記入し、申し込み先に郵送または持参してください。

●公募期間

- ・1次締切 7月22日(金) 午後5時15分
- ・2次締切 8月26日(金) 午後5時15分

※期限を過ぎての提出は、いかなる理由があっても受付できません。※郵送により提出する場合、同日時刻必着とします。

申請書類ダウンロードおよび詳細は県ホームページをご覧ください(http://www.pref.kumamoto.jp/kij_16068.html)。

●申し込み・問い合わせ 熊本県商工観光労働部 作業チーム 〒862-18570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 ☎096(333)2828 FAX096(385)5850

災害復旧緊急対策経営体育成支援事業

熊本地震により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の修繕・再建を支援します。詳しくは、お問い合わせください。

●支援対象

農業用施設などが被災した農業者で支援を受けて被災施設の復旧などを行い、農業経営を継続しようとする人 ※経営耕地面積が30a以上または、農産物販売金額が年間50万円以上の家

●支援対象(施設の修繕・再建など)

- ①農産物の生産や生産した農産物の加工に必要な施設ならびにその付帯施設の修繕・再建をする場合(必要な資材を購入して自ら修繕・再建をする場合も含む)
- ②農業用機械および生産した農産物の加工に必要な機械の修繕や再取得する場合

(例)トラクター、田植機など ※販売に関する施設や消耗品は対象となりません。施設の強度向上や規模拡大も可能ですが、原型復旧を超える部分は自己負担になります。

●助成率 事業費×9/10以内

●問い合わせ 役場農政課 農政係 ☎096(293)3116